熊本県人権情報誌
コッコロ通信
vol.44
2020.8

熊本県人権啓発キャラクター「コッコロ」

もくじ

1P 『熊本県部落差別の解消の推進に関する条例』を制定しました
2P 新型コロナウイルス感染症を拡大させないために私たちができる３つのこと ～予防と対応、そして人権の尊重を～
3P 子どもの人権　～子どものストレスサインをキャッチしよう～
4P 相談窓口のご案内・お知らせ

『熊本県部落差別の解消の推進に関する条例』を制定しました

【令和2年（2020年）6月29日施行】

県では、結婚や就職に際して引き起こされる部落差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権を擁護するため、平成7年（1995年）に「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」を制定し、取組みを進めてきました。

この度、これらの取組みをより一層推進し、部落差別のない社会を実現するため、同条例を全部改正し、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

【条例改正の背景、理由】

○平成28年（2016年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定された。
（法律では、現在もなお部落差別が存在し、許されないものであることなどが明記されている）
○法律施行後も、県内において部落差別事象が発生している。
○情報化の進展に伴い、インターネット上での差別的な表現が流されるなど、部落差別に関する状況が変化している。

条例改正

『部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指す』

【条例の主な内容】

○全ての県民は、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであり、部落差別の発生につながるような行為は許されません。
○部落差別につながるような結婚や就職に際しての身元調査をしてはなりません。
○事業者（県外を含む）が上記のような身元調査を行った場合、部落差別の発生の防止のために事業者に対する勧告や事業者名等の公表を行う場合があります。
○県では、部落差別に関する相談体制を充実するとともに、部落差別の解消の推進に必要な教育や啓発を一層進めていきます。

【県民・事業者の皆さまへ】

○一人一人がお互いの人権を尊重できるよう、自ら同和問題（部落差別）への理解と認識を深めていただくとともに、県が行う施策への協力をお願いします。
部落差別のない社会の実現に向け、私たちみんなで取り組んでいきましょう。

新型コロナウイルス感染症を拡大させないために私たちができる3つのこと

～予防と対応、そして人権の尊重を～

新型コロナウイルス感染症により、感染が流行している地域への移動を控えたり、人と人との距離を確保したりするなど、「新しい生活様式」を取り入れていくことが示されています。そのような中、感染症を拡大させないためには、感染された方やそのご家族が安心して治療を受け、医療や介護など社会生活を支えるために対応しているすべての方々が業務に専念できるような社会環境を整えることが必要です。

1　誰でもいつでも感染する可能性はあるという心構えを持ちましょう

まずは、手洗いや咳エチケット、マスク着用などの予防をしっかり行いましょう。しかし、どれだけ気を付けていても、感染症は誰でもいつでも感染する可能性があり、また自分が誰かに感染させる可能性もあるものです。まずは、手洗いや咳エチケット、マスク着用などの予防をしっかり行いましょう。そのため、「自分も感染しているかも」という考えのもと、発熱等の風邪症状がみられるときは、学校や仕事を休み、外出を控えることも大切です。

2　正確な情報に基づいた判断・行動を心がけましょう

このウイルスについては、わからないことが多く、不安や恐れから冷静な判断ができなくなることもあります。憶測やうわさに基づく行動は、過度の不安をあおり、誰かを傷つけることにつながる恐れがあります。特に、インターネットやＳＮＳでは、情報が短時間に多くの人に広がってしまいます。

不確かな情報は広めず、国や県、市町村が発信する正確な情報を入手するように努めましょう。

3　感染症をともに乗り越えていくために“人権”を尊重しましょう

感染症に対する不安や恐れから、感染症に関わる人々を日常生活から遠ざけたり、誹謗・中傷したりすることは、人と人との信頼関係や社会のつながりを壊すことにつながります。結果として、本来避けなければならないウイルスではなく、感染症に向き合っている方々の生活に支障をきたすことになります。感染症については、予防や治療といった医学的な対応が不可欠ですが、感染の拡大を抑えるためには、人権を尊重し、人と人とをつなぐ信頼関係を築いていくことが重要なのです。

感染症について正しい知識を持ち、自ら予防するとともに、感染された方やそのご家族、医療や介護などに携わる方々に対する差別や不適切な扱いが起こらないよう、社会全体で支えていくことが求められています。

新型コロナウイルス感染症に関する人権相談窓口

熊本県人権センター（人権相談）	☎ 096-384-5822 受付時間 9時～12時／13時～16時（土曜・日曜・祝日を除く）
みんなの人権１１０番（全国共通人権相談ダイヤル）	☎ 0570-003-110 受付時間8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日を除く）
子どもの人権１１０番	☎ 0120-007-110（通話料無料） 受付時間8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日を除く）
外国語人権相談ダイヤル	☎ 0570-090911（コールセンターまでの通話料がかかります） 受付時間9時～17時（土曜・日曜・祝日を除く）
インターネット人権相談	URL http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

©2010熊本県くまモン

子どもの人権
～子どものストレスサインをキャッチしよう～

新型コロナウイルスの影響による休校が終わり、今までとは異なる学校生活で、多くの子どもたちが、疲れやストレスにより、不登校やいじめなどにつながるリスクを抱えている可能性があります。

「育つ権利」と「守られる権利」を尊重しましょう

昨年、国連で採択されて30年目を迎えた「子どもの権利条約」では、「生きる権利」、「参加する権利」のほか、子どもが教育や生活への支援を受ける「育つ権利」と、暴力などから「守られる権利」が定められています。

今回の新型コロナウイルスによる休校期間中には、子どもたちの学びを止めないように様々な手立てがとられるなど、「子どもの権利」を守る取組みが行われました。待ちに待った学校再開に、子どもたちは、「楽しい！」「うれしい！」という気持ちの半面、長い休業期間後の疲れやイライラ、慣れない学校生活への戸惑いなどのストレスが気付かないうちに積み重なっている可能性があります。

子どものストレスサインはありませんか？

子どもがストレスを抱えると多くの場合、心身にストレスサイン（異変）が現れます。重症化しないようにする第一歩は子どものサインを見逃さないこと、そして、サインに気付いたら早期に対応することがポイントです。家庭や学校、地域などが一体となって、子どもたちをサポートしていくことが大切です。

子どものストレスサインの例

○行動の変化はありませんか？

休日でも家に閉じこもりがちになる、物を壊したり人に攻撃的になったりする、学習への意欲が乏しくなる　など

○からだの反応はありませんか？

眠れない、食欲がない、体の痛みやかゆみを訴える　など

○表情や会話に変化はありませんか

学校や友達のことを話したがらない、喜怒哀楽が激しい、元気がない　など

文部科学省「子どもの心のケアのために保護者用」より

子どものための相談窓口

○ **24時間子どもSOSダイヤル（文部科学省）** 暴力やいじめ、友人関係、進路など、悩みは何でも相談できます。	☎ **0120-0-78310（なやみ言おう）** （全国共通・無料）
○ **子どもの人権110番（法務省）** いじめや虐待、体罰で困っているけど、大人や先生には言えないとき、電話してください。	☎ **0120-007-110** （全国共通・無料）
○ **熊本県教育庁　学校安全・安心推進課** 心のケアに関する相談窓口です。	☎ **096-333-2720**
○ **熊本県教育庁　人権同和教育課** **学校安全・安心推進課** 差別やいじめなどに関する相談窓口です。	☎ **096-333-2702** ☎ **096-333-2720**

パワーハラスメント対策が事業主の義務となりました。

（大企業:令和2年（2020年）6月～／中小企業:令和4年（2022年）4月～）
改正労働施策総合推進法【令和元年（2019年）5月改正】

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の３つの要素をすべて満たすものです。

① 優越的な関係を背景とした
② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）
※適正な範囲の業務指示や指導についてはパワーハラスメントに当たりません

○職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正の対象となります）。
※企業規模によって義務化の時期が異なります。
○パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を都道府県労働局長に行うことができます。

「大切な人へのメッセージ」を募集しています。

新型コロナウイルス感染症のために、外出できなかったり、会いたい人となかなか会えなかったり、私たちの日常は今までの生活とは大きく変わりました。
今あなたが伝えたい想い、心の中の温かい言葉・・・
あなたからの“ありがとう”や“エール”のメッセージを贈りませんか？

募集内容 「大切な人へのメッセージ　～あの人へ贈る“ありがとう”や“エール”～」
募集期間 令和2年（2020年）7月6日（月）～9月25日（金）必着
応募方法 電子申請サービス「よろず申請本舗」、Eメール、郵送、FAX

詳しくは、人権メッセージ募集チラシまたは人権センターホームページをご覧ください。

人権に関する相談窓口

専門の相談員が、面接や電話で人権に関する相談をお受けします。

相談専用TEL 096−384−5822
受付時間 月～金【祝、年末年始（12/29 ～ 1/3）を除く】
9：00～12：00
13：00～16：00

熊本県人権センター（熊本県人権同和政策課内）

情報誌へのご意見、ご感想をお寄せください

送付先 〒862-8570
熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県庁　新館２階
熊本県人権センター
（熊本県人権同和政策課内）
開館時間 8：30～17：15
休館日 土・日・祝・年末年始（12/29～1/3）
TEL 096−333−2299
FAX 096−383−1206
メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページへのアクセスは 熊本県人権センター で 検索
※右のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

発　行　者：熊本県
所　　属：人権同和政策課
発 行 年 度：令和2年度（2020年）
再生紙を使用しています